

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
内部通報及び外部通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団内部管理体制の基本方針（令和元年8月30日理事会決定）に基づき、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団（以下「事業団」という。）における内部通報及び外部通報を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止、早期発見及び是正を図り、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団就業規程第2条に規定する職員をいう。

(2) 役職員

職員及び社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団定款第16条第1号に規定する理事をいう。

(3) 役職員等

役職員及び事業団の業務活動に従事する者（派遣職員、委託業務従事者を含む。）をいう。

(4) 内部監査人

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団内部管理体制の基本方針に規定する内部監査人をいう。

(5) 不正行為

役職員等が行う次に掲げる行為をいう。

ア 法律及びこれに基づく命令等（告示及び通知を含む。）並びに事業団が定める規程及びこれらに関連する規則等（要綱、指針等を含む。）に違反する行為

イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠る行為

ウ 役職員たるにふさわしくない非行

エ 職務の遂行の公正さに対する患者、利用者及び学生の疑惑や不信を招く行為

オ その他事業団の利益を失わせ若しくは事業団に著しい損害を与え、他の役職員等の法令等違反行為を黙認する等、公正・公平かつ適正・誠実な業務の遂行とは言えない行為

(6) 相談

通報処理の仕組み、通報対象行為への該当性等を相談することをいう。

(7) 内部通報

役職員が、他の役職員等の不正行為又はその疑いを通報することをいう。

(8) 外部通報

役職員以外の者が、役職員等の不正行為又はその疑いを通報することをいう。

(9) 通報

内部通報及び外部通報のことをいう。

(10) 通報者

通報を行う者をいう。

(相談窓口及び通報窓口)

第3条 通報処理の仕組み、通報対象行為への該当性等の相談に応じる窓口（以下、「相談窓

口」という。)を事務局総務課に設置する。

2 通報を受け付ける窓口(以下、「通報窓口」という)を事務局総務課に設置する。

3 ハラスメントに関する通報を受け付ける窓口(以下、「外部受付窓口」という。)を事業団外に設置する。外部受付窓口は、受け付けた通報は通報窓口に報告する。

4 相談窓口及び通報窓口の職員の不正行為にかかる通報等、前各項の規定により難しい場合は、専務理事又は理事長に直接通報することができる。

(役職員の責務)

第4条 事業団の全ての役職員は、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団内部管理体制の基本方針に基づき、事業団内における不正行為を認知したときは、その是正に努めなければならない。

(相談)

第5条 相談は、第3条第2項に規定する相談窓口が、電話、電子メール、FAX、書面、面会により受け付ける。

(通報)

第6条 事業団は、不正行為に関する通報を受けた場合は、その内容の調査、必要な改善措置等を実施し、適切に処理するものとする。

2 事業団は、通報者が正当な通報をしたことを理由として、当該通報者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

3 通報は、通報窓口にあつては、通報票(様式)記載事項を満たす書面の送付(ファックス及び電子メールを含む。)により匿名にて行うことができる。

4 通報は、外部受付窓口にあつては原則として電話により行うものとする。

(通報者への要請)

第7条 内部通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で通報を行ってはならない。

2 内部通報者は、客観的事実に基づき、誠実に通報を行わなければならない。

3 内部通報者は、当該通報についてこの規程に基づいて行う調査に協力しなければならない。

4 外部通報者は、第1項から第3項に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

(利益相反関係の排除)

第8条 相談業務又は通報処理業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談及び通報の処理に関与してはならない。

(通報窓口職員の責務等)

第9条 通報窓口の職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

2 通報窓口の職員は、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(通報の受付)

第10条 通報窓口の職員は、通報を受け付けたときは、その内容を聴取する等により、当該通報の趣旨の確認に努めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この規程に基づく通報としては取り扱わない。

(1) 役職員等の不正行為又はその疑いに関する内容ではないことが明らかになったとき

(2) 内容が著しく不明瞭であるとき

(3) 内容が虚偽であることが明らかになったとき

(4) 同一通報者からの同一趣旨の通報であるとき

2 通報窓口の職員は、受け付けた通報について、事務局総務課長に報告するものとする。

3 事務局総務課長は、前項の報告を受けた通報を内部監査人及び事務局長に報告する。

- 4 内部監査人は、報告を受けた通報の内容及び事務局長の意見を踏まえた上で調査の必要性を検討し、検討結果について理事長及び社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団定款第16条第3項に規定する業務執行理事に報告するものとする。
- 5 内部監査人は、必要に応じて、報告を受けた通報の内容を社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団定款第24条第2項に規定する施設長等に報告するものとする。
- 6 第4項の報告を受けた理事長は、調査の実施の有無を決定するとともに、調査を実施する場合は、内部監査人及び事務局長に調査を行うよう命じる。
- 7 内部監査人は、調査を実施する場合は、監事に報告するものとする。

(調査)

第11条 前条第6項により命じられた内部監査人及び事務局長は、必要に応じて関係所属の協力を得て、関係者からの事情の聴取、報告の徴取、書類の閲覧、現地の確認その他の必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の調査に当たっては、関係者の人権が不当に侵害されないようにしなければならない。
- 3 第1項に基づき調査を受ける役職員等及び関係所属は、当該調査に協力するとともに、調査の状況等を他に漏らしてはならない。
- 4 前項の役職員等及び関係所属は、当該通報者を特定するための調査等を行ってはならない。

(調査開始等の通知)

第12条 事務局総務課長は、通報者に対し、前条第1項に基づき調査を開始したときは、調査を開始した旨を、調査を要しないこととなったときは調査を要しない旨及びその理由を通知するものとする。ただし、当該通報者が通知を望んでいない場合は、この限りでない。

- 2 前項による通報者への通知は、通報を受け付けてから速やかに行わなければならない。

(報告)

第13条 第10条第6項により調査を行うよう命じられた内部監査人及び事務局長は、調査の結果を理事長、業務執行理事及び監事に報告するものとする。

(改善措置)

第14条 内部監査人は、必要に応じて、是正及び再発防止策等の改善措置（以下「改善措置等」という。）を講じ、理事長、業務執行理事及び監事に報告するものとする。

(通報者への通知)

第15条 内部監査人は、通報者に対し、調査の結果及び改善措置等の内容について通知するものとする。ただし、当該通報者が通知を望んでいないときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、調査の結果、通報された事実がなかった場合又は改善措置等を講じる必要がなかった場合に準用する。この場合は、その理由も併せて通知するものとする。

(通報者等の保護)

第16条 就業規程の諸規定を遵守する通報者に対して、不利益な取扱いを行った者に対しては、同規程に定めるところにより処分の対象になるものである。

- 2 本要綱第9条又は同第11条に規定する守秘義務又は個人情報保護に違反した関係者は、就業規程に定めるところにより処分の対象になるものである。

(不利益に関する申出)

第17条 内部通報者は、正当な通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた場合には、就業規程に基づく処分の場合を除き、理事長にその旨を書面により申し出ることができる。

- 2 理事長は、前項の申出を受けた場合には、内部監査人に調査を実施させ、内部監査人から調査結果の報告を受け、必要な措置を講じるものとする。
- 3 内部監査人は、前項の規定に基づき必要な措置を講じたときは、すみやかにその旨を当該内部通報者に通知するものとする。ただし、当該通報者が通知を望んでいないときは、この限りで

ない。

4 前項の規定は、改善措置を講じる必要がなかった場合に準用する。この場合においては、その理由も併せて通知するものとする。

(公表)

第18条 理事長は、通報に係る事案が、法人事業の運営上、社会的影響が著しく大きいと認められる場合には、当該通報の概要、措置の状況及びその他必要と認める事項を公表することができる。ただし、氏名等当該通報者が特定できる情報は、公表しないものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、通報について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。